

## 教育・保育提供区域について

## ◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

○地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。

○地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。この場合において、教育・保育提供区域は、共通の区域設定とすることが基本となる。

○教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。

## ◆区域設定にあたっての比較検討

区 域	メリット	デメリット
市内全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務の都合等での希望する施設の選択範囲が広がる(勤務先に近い施設希望、送迎をお願いする親類の自宅に近い施設を希望する場合など)</li> <li>・事業計画における需要量見込み推計が行いやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所可能な施設が自宅近くがない場合がある</li> </ul>
ブロックごと (飯塚・穂波・庄内・筑穂・穎田)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅近くで入所可能な施設を希望できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務の都合等での希望する施設の選択範囲が狭くなる</li> <li>・事業計画における需要量見込み推計が難しい。</li> </ul>

## ◆提供区域設定の検討結果

上記の比較検討を行った結果、総合的に判断し提供区域を「市内全域」とした。  
また、県内全域においても教育・保育提供区域は「市内全域」としている。